

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇告示 保険医等の登録

土地改良法による換地計画の適否の決定

都市計画の変更に係る案の縦覧

開発行為に関する工事の完了(二件)

収入証紙の小売りさばき人の廃止

◇選管告示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

告示

鳥取県告示第八百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
折戸 隆	鳥医第二、三九七号	昭和五十四年八月二十七日
佐々木 成一郎	鳥医第二、三九八号	昭和五十四年九月十三日
黒田 弘明	鳥医第二、三九九号	"
野津 長	鳥医第二、四〇〇号	"
丸山 茂樹	鳥医第二、四〇一号	"
山根 俊樹	鳥医第二、四〇二号	"
黒見 五子	鳥業第四一四号	"

鳥取県告示第八百四十七号

昭和五十四年八月二十日付けで西伯郡岸本町吉長五八一一大原千町土地改良区から申請のあつた大原千町地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に

意見書を提出することができる。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

三・四・九号 南駅口富安線(変更後) 三・二・三号 南駅口富安線)

三・六・六号 南駅口美保橋線(変更後) 三・四・十四号 南駅口美保橋線)

七・五・一号 永楽富安線(変更後) 三・四・十五号 永楽富安線)

三・五・六号 大工町土居叶線

三・四・十六号 南駅口天神町線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・四・九号 南駅口富安線

変更する部分

鳥取市扇町及び富安二丁目

追加する部分

鳥取市富安一丁目及び東品治町

三・六・六号 南駅口美保橋線

変更する部分

鳥取市扇町

七・五・一号 永楽富安線

(3)

七・五・一号 永楽富安線

変更する部分

鳥取市東品治町、吉方及び富安二丁目

(4) 三・五・六号 大工町土居叶線

変更する部分

鳥取市富安二丁目及び南吉方一丁目

(5) 三・四・十六号 南駅口天神町線

追加する部分

鳥取市扇町

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十四年十月五日から同月十九日まで

鳥取県告示第八百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年十二月二十四日 鳥取県指令受都計第二千七百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字天狗山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎七九四番地三 平谷 いと

鳥取県告示第八百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年七月二十三日 鳥取県指令受都計第二千七百七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字西野菜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西品治七二二番地 中尾 富夫

鳥取県告示第八百五十一号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日	住 所	氏 名
昭和五十四年十月一日	倉吉市明治町一〇三三の一 西伯郡大山町佐摩三七二	鳥取県燃料協同組合 理事長 大山農業協同組合長
"	日野郡日南町	日南町農業協同組合 石見支所長
"	日野郡日南町	日南町農業協同組合日野上支所長
"	日野郡日南町	日南町農業協同組合阿毘縁支所長
"	八頭郡那家町	県経済農業協同組合連合会 那家支所支所長
"	日野郡日野町根雨	県経済農業協同組合連合会 根雨支所支所長
"	日野郡江府町	米沢森林組合長
"	八頭郡河原町	河原町農業協同組合 国英支所長
"	八頭郡河原町	河原町農業協同組合 西郷支所長
"	八頭郡河原町	河原町農業協同組合 八上支所長
"	八頭郡河原町	河原町農業協同組合 散岐支所長
"	日野郡日南町	日南町農業協同組合 大宮支所長
"	日野郡日南町	日南町農業協同組合 山上支所長
"	日野郡日南町	日南町農業協同組合 福栄支所長
"	鳥取市東品治町一四二の一	影 日 幸 光
"	八頭郡八東町字富枝二四	新 野 俊 雄
"	八頭郡用瀬町字安蔵	加 賀 田 正 春
"	八頭郡用瀬町二五八の一	尾 崎 啓 三
"	八頭郡智頭町智頭	国 岡 源 市
"	八頭郡那家町落岩二二八	勝 原 篤 利
"	日野郡溝口町二部六四七	神 庭 良 三
"	"	日野郡日野町根雨二九五
"	"	東伯郡東伯町
"	"	東伯郡三朝町大字片柴一三二九
"	"	東伯郡三朝町大字高橋一七四
"	"	東伯郡三朝町大字穴鴨
"	"	東伯郡三朝町大字山田
"	"	東伯郡東伯町
"	"	東伯郡東伯町
"	"	気高郡青谷町紙屋
"	"	鳥取市若桜町四二
"	"	八頭郡船岡町
"	"	倉吉市鍛冶町二丁目二八五六
"	"	鳥取市叶三〇六
"	"	八頭郡智頭町一八一六の一
"	"	鳥取市元魚町三丁目
"	"	鳥取市田島四七一
"	"	倉吉市堺町二丁目二四九四
"	"	米子市富士見町二丁目三五
"	"	鳥取市安長八〇二の一
"	"	鳥取市安長三五〇の一
"	"	八頭郡船岡町大字船岡三八五の一
"	"	鳥取市東品治町二六
	窪 田 ち ま	東伯町農業協同組合 古布庄支所
		三朝町農業協同組合 三徳支所
		三朝町農業協同組合 小鹿支所
		三朝町農業協同組合 竹田支所
		三朝町農業協同組合 三朝支所
		東伯町農業協同組合 下郷支所
		東伯町農業協同組合 八橋支所
		青谷町木炭生産者組合長
		県職東部県税事務所 支部長
		松江相互銀行 船岡出張所長
		鳥取県親友会 倉吉支部長
		学校法人いなば自動車学校 校長
		萩 原 正
		中 原 慶 治
		荒尾商店 荒尾たけ
		沢 田 良 作
		鳥取県広告美術業協同組同理事長
		鳥取県自動車学校管理者 校長
		鳥取県経済農業協同組合連合会 市長 弘
		鳥取県経済農業協同組合連合会 八頭畜産事務所長
		伊 藤 政 之 助

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

昭和五十四年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、六八九
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四四、八一五
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二九、八四九
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二九、五九三
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、二五一
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、七〇三
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八一四

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、五八六
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、九二二
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、二三九
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、九一五
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九四七